

JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和8年10月 第550号

10
OCTOBER





令和8年10月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

1 持続可能な都市・川崎を支える消防行政の推進

川崎市消防局長 大友 正人

随想

3 検定制度と検定協会 第13回 ～非常電源と予備電源～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

消防機関火災事例

11 令和7年中の規制対象物における火災発生状況（その3）

大阪市消防局予防部

協会情報

17 第3回：検定対象機械器具等に関するアンケート調査結果

企画研究部 企画研究課

27 「可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程」 について

消火・消防設備部 消防設備課

お知らせ

28 令和8年度危険物事故防止対策論文募集

危険物保安技術協会

30 協会通信・業界の動き

34 新たに取得された型式一覧

36 検定・性能評価・受託評価数量（令和8年9月）

巻頭のことば

持続可能な都市・川崎を支える消防行政の推進

川崎市消防局長
大友 正 人



はじめに

川崎市は、神奈川県北東部、東京都と横浜市に位置する人口約156万人の政令指定都市です。東京都と横浜市に接し、首都圏の中心部に近接していることから、交通利便性に優れ、産業や文化の面でも首都圏の重要な役割を担っています。市域面積は約144平方キロメートルで、政令指定都市の中では最も小さい一方、現在も人口流入が続く活力ある都市として発展を続けています。大正13年に人口約5万人で市制を施行して以来、臨海部を中心とする工業都市として我が国の経済発展を支えるとともに、住宅都市や商業都市としての機能も高めながら、着実な成長を遂げてきました。

市内は7つの行政区で構成されており、臨海部には日本有数の工業地帯が広がる一方、北部には緑豊かな住宅地が形成され、多摩川や多摩丘陵などの豊かな自然環境も残されています。

工業都市として発展してきた歴史を持ちながら、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を積極的に進めており、水素エネルギーの活用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進など、先進的な脱炭素施策を展開しています。また、産学官が連携した環境技術の研究開発も進み、持続可能な都市モデルの構築を目指しており、現在では、世界的な企業や研究機関、世界最先端の技術を生み出す研究開発施設が集積するなど、産業と生活環境が調和した都市としても発展を続けています。さらに、スポーツ文化活動も盛んで、サッカーJリーグの川崎フロンターレ、バスケットボールBリーグの川崎ブレイブサンダース、バレーボールSVリーグのNECレッドロケッツ川崎をはじめとする全国レベルのスポーツチームの本拠地としても知られ、市内各地において共同でイベントを開催し地域を盛り上げる活動を継続して行っております。一方で、市民参加型のイベントや地域防災活動も活発で、地域コミュニティを大切にするまちづくりが進められており、市民、事業者、行政が連携しながら、誰もが愛着と誇りを持てる魅力的

検定協会だより 令和8年10月

な地域社会の形成に取り組んでいます。

火災予防に向けた取組

近年は、首都直下地震等の大規模地震への備えに加え、台風や集中豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害への対応が求められるとともに、高齢化の進展や救急需要の増加、社会構造の変化などにより、消防行政を取り巻く環境は年々複雑化しています。こうした中、川崎市消防局では、市民の生命・身体・財産を守るという不変の任務である消防行政の各種施策を推進するため、令和8年度川崎市消防行政重点施策を定め、消防力の強化に取り組んでいます。

特に、火災予防に向けた取組では、増加する火災を減少させるため、火災原因調査結果に基づく関係機関等と連携した火災予防広報の実施、高齢者等を対象とした住宅防火対策や死傷者の発生防止対策、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理、感震ブレーカーの普及促進等を推進しています。また、地域特性や火災発生傾向を踏まえ、効果的な広報啓発活動を展開し、市民一人ひとりの防火意識向上を図るとともに、自主防災組織や関係団体と連携し、地域ぐるみの防火対策も推進しています。

また、電子申請の推進に伴う効率的・効果的な査察を執行するため、立入検査業務の改善をするとともに、消防法令違反を未然に防ぐ違反予防、表示制度による確実な防火管理業務の推進及び公表制度による適正な消防用設備等の設置促進に取り組み、デジタル技術を活用した業務の高度化による利便性の向上や関係者に対する指導・支援を通じた自主的な防火安全対策の促進により、防火対象物の安全性の確保を図っています。

さらに、川崎臨海部の保安の確保に向けた取組では、危険物施設等を保有する事業所への立入検査や、当該事業所を対象とした講習会を実施し、危険物施設等の事故防止対策及び地震・津波・風水害対策を推進することで、臨海部の事業所における事故防止及び災害発生時の被害軽減を図るとともに、水素社会の実現に向け整備が進められている大型液化水素貯槽等に係る許認可事務等の適正な執行に取り組んでいます。

おわりに

今後も社会情勢の変化や多様化する災害リスクに的確に対応しながら、消防行政のさらなる充実と発展に取り組み、市民、地域、事業所及び消防関係団体との信頼関係に基づき、地域社会と一体となった消防行政を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに全力を尽くしてまいりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに日本消防検定協会並びに全国の消防関係機関の皆様方の御発展を祈念いたしまして、巻頭の言葉とさせていただきます。

検定制度と検定協会 第13回 ～非常電源と予備電源～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



停電に備えて、消防・防災設備には非常用の電源が備えられています。これは、火災の際に電気器具や配線が短絡して過電流が流れ常用電源が断たれる可能性があること、これらの設備はそんな場合にも適切に作動しなければならないと考えられていること等のためです。本講では、消防・防災設備に設置されている非常用の電源に関する規定とその使用可能時間、及び、東日本大震災後に行われた計画停電のような長時間の停電の際に、それらにどのような問題が生ずるかなどについて考えてみます。

非常電源と予備電源

消防法令で規定されている屋内消火栓設備や自動火災報知設備（以下「自火報」）には、「非常電源」を附置することが義務づけられています（消防法施行令（以下「消令」）第11条第3項一号へ、消令第21条第2項四号など）。また、建築基準法（以下「建基法」）令で規定されている非常用の照明装置や非常用エレベーターには、「予備電源」を設けることが義務づけられています（建築基準法施行令（以下「建基令」）第126条の5第一号ハ、建基令第129条の13の3第10項など）。

非常電源の附置義務が課せられるようになった時期は、消防用設備等によって異なります。昭和36年（1961）3月の消令制定時から附置義務があったのは、排煙設備だけです。昭和39年（1964）7月に、当時出現が予想された高層建築物に対する対策として、11階以上の部分に設置される屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、誘導灯及び非常コンセント設備について附置義務が課され、昭和44年（1969）3月には階の制限なく自火報と非常警報設備に附置義務が課されました。さらに、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機に行われた昭和49年（1974）7月の消防法令大改正の際に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等について、階の制限なく附置義務が課されることになりました。

検定協会だより 令和8年10月

消防法令では、屋内消火栓設備に関する基準の細目（消防法施行規則（以下「消則」）第12条第1項第四号）に、非常電源として「非常電源専用受電設備」、「自家発電設備」、「蓄電池設備」又は「燃料電池設備」があげられ、それぞれ細かい規定が定められています。他の消防用設備等については、概ねこの屋内消火栓設備の規定の例により設けることとされています。

建基法令では、予備電源の詳細については各設備に係る告示により規定されており、「蓄電池」と「自家用発電装置」があげられています。

これらの規定だけ見ていると、消防法令で言う「非常電源」のことを建基法令では「予備電源」と呼んでいるように見えますが、省令レベルの規定を見ると、自火報（消則第24条の2第四号）、ガス漏れ火災警報設備（消則第24条の2の3第1項七号イ及び消則第24条の2の4第三号ロ）及び火災通報装置（火災通報装置の基準（平成8年消防庁長官告示第1号）第3第12号）の規定には「予備電源」という用語も出て来るので、必ずしもそうでないことがわかります。これについては、後で解説します。

まず、消防法令上の「非常電源」の特性と取り扱いについて見てみましょう。

蓄電池設備

消防法令上、非常電源として最も汎用性が高いとされているのは蓄電池設備であり、非常電源を必要とする全ての消防用設備等に設置することができます。これは、常用電源が断たれた場合に、蓄電池設備なら（立ち上げに時間を取られることなく）瞬時に非常電源に切り替えることができるためです。自火発電設備などと比べると、単体ではパワー不足で使用可能時間（以下「容量」）にも限界がありますが、多数接続すれば必要な出力も容量も得られるのが大きな特徴です。

なお、消則第12条第1項第四号ハ（ロ）などに「直交変換装置を有しない蓄電池設備」という言葉が出て来ますが、これは直流のまま電気をやり取りする従来型の蓄電池設備のことです。「直交変換装置を有する蓄電池設備」であれば「常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるものであること」という規定を改めて適用する必要がないとして、平成18年（2006）4月から施行されています。

自家発電設備と燃料電池設備

自家発電設備と燃料電池設備は、警報設備系の消防用設備等（自火報（消則第24条第四号イ）、ガス漏れ火災警報設備（消則第24条の2の3第1項第七号イ）、非常警報設備（消則第25条の2第2項五号））及び火災通報装置（火災通報装置の基準（平成8年消防庁長官告示第1号）第3第12号(3)）並びに誘導灯（消則第28条の3第4項第十号））の

非常電源としては、原則として設置することが認められていません。これは、これらの設備は、常用電源が断たれた場合、立ち上げに多少なりとも時間がかかることに一定のリスクがある、と考えられているためです。

自家発電設備は、燃料を補給すれば容量に限界がなく、出力がある程度以上必要になる場合にはコンパクトにできる、という利点もあります。このため、自家発電設備が認められる各種消防用設備等の非常電源と建築基準法関係の予備電源（場合によっては消防・防災設備以外の非常電源も）をまとめて一つの非常用の自家発電設備として設置されることも多いようです。

（一般財団法人）日本内燃力発電設備協会では、消防法・建基法両法令の自家発電設備関係規定に適合する自家発電設備を、「防災用自家発電装置」として認定しています。

燃料電池設備の特性は、自家発電設備とほぼ同様です。名称は「電池」ですが、現在の技術レベルでは常用電源からの切り替えに一定の時間がかかります。政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」の一環として検討され、平成17年（2005）3月に消防法令上の「非常電源」として自家発電設備と同様の扱いで認められるようになりましたが、設置例は少ないようです。

ガス漏れ火災警報設備と誘導灯については、「常用電源からの切り替え時に立ち上がりに時間がかかる」という欠点をカバーできる措置が講ぜられていれば、自家発電設備や燃料電池設備も非常電源として認められています。

非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、非特定防火対象物や延べ面積が1000㎡未満の特定防火対象物の非常電源として、蓄電池設備の代わりに認められている設備です。

この設備は、常用電源同様電力会社の供給する電気を用いますが、常用電源とは別系統で受電し一定の安全対策が講じられていることを条件に、非常電源として設置が認められています。

安価で容量に制約がなく停電時の切り替えも円滑にいくという長所があり、火災により短絡して電源が断たれる場合の対策としては有効です。ただし、電力会社からの電気が停止すれば、非常電源としては無力ですので、設置対象は潜在的な火災危険性があまり高くない防火対象物に限られています。

設置例は相当多く、消防用設備等の非常電源としては多数を占めている可能性があります。なお、この設備は建基法令上の予備電源としては認められていません。

非常電源の容量等

消防法で義務づけられている消防用設備等の非常電源の容量を整理すると、表のようになります。

この表を容量別に整理すると以下のとおりとなります。

- a. 10分間以上作動：自火報の警報系、ガス漏れ火災警報設備等（⑩～⑭）
- b. 20分間以上作動：誘導灯（⑮）
- c. 30分間以上作動：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等（①、③～⑤、⑨、⑰、⑲、⑳）
- d. 1時間以上作動：不活性ガス消火設備、自火報の監視系等（⑥～⑧、⑩、⑭、⑰）
- e. 2時間以上作動：連結送水管の加圧送水装置（⑱）

以上のように、消防用設備等の役割や特性に応じて様々な容量の非常電源が要求されていますが、最多数を占めているのは30分タイプのものです。

表 消防用設備等の非常電源の容量

	設備の種類	非常電源の容量等	根拠条文	細目規定
①	屋内消火栓設備（屋消）	30分	消令11条3項一号へ、二号イ(7)、二号ロ(7)	消則12条1項四号ロ（イ）、ハ、ニ
②	（延べ面積1000㎡以上の特定防火対象物以外のものに設置される屋消）	非常電源専用受電設備（専用受電）も可		消則12条1項四号
③	スプリンクラー設備	30分（屋消と同じ）	消令12条2項七号	消則14条1項六の二号
④	水噴霧消火設備	30分（屋消と同じ）	消令14条六号	消則16条3項二号
⑤	泡消火設備	30分（屋消と同じ）	消令15条七号	消則18条4項十三号
⑥	不活性ガス消火設備	1時間（専用受電不可）	消令16条七号	消則19条5項二十号
⑦	ハロゲン化物消火設備	1時間（専用受電不可）	消令17条六号	消則20条4項十五号
⑧	粉末消火設備	1時間（専用受電不可）	消令18条六号	消則21条4項十七号
⑨	屋外消火設備	30分（屋消と同じ）	消令19条3項六号	消則22条六号
⑩	自動火災警報設備（自火報）	1時間監視後、2警戒区域を10分間作動	消令21条2項四号	消則24条四号・受信機規格省令4条八号ホ
⑪	（延べ面積1000㎡以上の特定防火対象物以外のものに設置される自火報）	専用受電も可		消則24条四号
⑫	ガス漏れ火災警報設備	2回線10分間作動・同時に他の回線を10分間監視	消令21条の2第2項四号	消則24条の2の3第七号・受信機規格省令4条八号ホ
⑬	非常警報設備	10分（他は自火報と同じ）	消令24条4項三号	消則25条の2第五号
⑭	火災通報装置	60分間待機、10分間通報（密閉型蓄電池設備による予備電源）	消則25条3項一号	火災通報装置の基準（平成8年消防庁長官告示第1号）第3第12号
⑮	誘導灯	20分（他は屋消と同じ）	消令26条2項四号	消則28条の3第4項十号
⑯	（大規模建築物の出入り口等の避難口誘導灯等）	1時間（他は屋消と同じ）		
⑰	排煙設備	30分（屋消と同じ）	消令28条2項四号	消則30条八号
⑱	連結送水管の加圧送水装置	2時間（他は屋消と同じ）	消令29条2項四号ロ	消則31条七号
⑲	非常コンセント設備	30分（屋消と同じ）	消令29条の2第2項三号	消則31条の2第八号
⑳	無線通信補助設備の増幅器	30分（他は自火報と同じ）	—	消則31条の2の2第七号ロ

自火報とガス漏れ火災警報設備の非常電源と予備電源

消防用設備等の非常用の電源に関する規定の中で、自火報とガス漏れ火災警報設備に関するものは特別な構成になっていますので、少し詳しく解説します。

まず自火報については、消則第24条第四号に非常電源に関する規定があり、蓄電池設備については屋内消火栓設備の規定（消則第12条第1項第四号）の例によるほか、その容量は、自火報を有効に10分間作動することができる容量以上、とされています。

自火報については、この他に、「受信機に係る技術上の規格を定める省令（以下「受信機省令」）」で、受信機には原則として予備電源を設置することが要求されており（受信機省令第3条第十三号）、受信機等から電力を供給されない方式の中継器についても同様の規定（中継器に係る技術上の規格を定める省令第3条第3項第三号）があります。

受信機の予備電源については、密閉型の蓄電池とし（受信機省令第4条第八号イ）、主電源の停止及び復旧に応じて自動的に切り替えられること（同号ロ）などが求められています。また、その容量は、60分間監視し2回線を10分間作動させることができることとされています（同号ホ(1)）。

一方、ガス漏れ火災警報設備については、非常電源は、「…蓄電池設備によるものとし、その容量は、2回線を10分間有効に作動させ、同時に他の回線を10分間監視状態にすることができる容量以上とすること。」とされていますが、「2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は…蓄電池設備を設ける場合」は、自家発電設備又は燃料電池設備でもよいこととされています（消則第24条の2の3第1項七号イ）。

ガス漏れ火災警報設備の受信機の予備電源について、受信機省令では、その容量は「2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量」とされています（受信機省令第4条第八号ホ(3)）。

これらの規定を合わせ読めば、受信機には必ず所定の容量の蓄電池（予備電源）が内蔵されていることを前提に、自火報のために非常電源を設置する必要は必ずしもないこと、及び、ガス漏れ火災警報設備については非常電源として自家発電設備や燃料電池設備を用いることが予定されていることなどがわかります。

自火報とガス漏れ火災警報設備とで非常電源や予備電源の容量が異なっているのは、静岡ゴールデン街のガス爆発事故（昭和55年（1980）、死者15人）の後、ガス漏れ火災警報設備が消防用設備等の一種として定められて受信機の規格消令が改正された際（昭和56年（1981）6月）に、ガス漏れ検知器が作動原理上煙感知器に比べて電気消費量が過大であることはやむを得ないものとして配慮されたためです。

火災通報装置

消防機関へ通報する火災報知設備については、政令（消令第23条）には非常電源設置義務の規定がありませんが、消則第25条第3項第一号に基づいて定められた、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）第3第12において、火災通報装置には、予備電源（常用電源が停電した場合、待機状態を60分間継続した後において、10分間以上火災通報を行うことができる容量を有する密閉型蓄電池）を設けることが求められています。

停電と非常電源専用受電設備

停電時の非常電源について考えるとき、まず大きな問題となるのは、消防法令上「非常電源専用受電設備」を用いることが認められている防火対象物のことです。

特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上のものには、非常電源として「非常電源専用受電設備」は認められていない（消則第12条第1項第四号）ので問題はありませんが、それ以外の、たとえば高層の事務所専用ビル（令別表第一(15)項）や延べ面積1,000㎡未満のグループホーム（令別表第一(6)項ロ）などで非常電源専用受電設備が用いられていれば、停電直後からスプリンクラー設備、非常警報設備などが作動不能に陥る可能性があり、この間に万一火災が発生すれば極めて危険な状態となります。なお、前述のように、建基法令に係る防災設備については、非常電源専用受電設備は予備電源として認められていません。

非常電源専用受電設備が設置されている防火対象物で、停電しても作動不能にならないことが基準上保証されているのは、「非常電源専用受電設備」が認められていない不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備と、受信機の内部に予備電源を持つことが義務づけられている自火報及びガス漏れ火災警報設備だけです。

誘導灯については、蓄電池設備内蔵型のものが多く用いられているので、実際には作動することが多いはずですが、基準上蓄電池内蔵が要求されているわけではないので、蓄電池内蔵型でない誘導灯が非常電源専用受電設備に接続されて設置されている可能性はあるかも知れません。

スプリンクラー設備の設置が義務づけられていない非特定防火対象物でも、学校、博物館、駅舎など、（不特定）多数の者が利用する施設、大規模な施設、無窓の施設などのリスクは相当高くなると考えておく必要があります。また、災害時に使用される行政機関の庁舎などが非常電源を非常電源専用受電設備に頼っていれば、大きな問題になりそうです。消防庁舎などは、改めて確認しておく必要があると思います。

専用受電設備以外の非常電源の停電時のリスク

非常電源専用受電設備以外の非常電源には、蓄電池設備、自家発電設備及び燃料電池設備があります。これらにかかる、長時間停電や計画停電の際の問題点は以下のとおりです。

非常電源が設置されている消防・防災設備の作動の仕方は、大きく分けて2種類あります。

一つは、火災になった時に非常電源によって必要な作動を確保しようとするもので、排煙設備やスプリンクラー設備などがこれにあたります。もう一つは、停電になると（火災が発生しなくても）自動的に非常電源に切り替わるものです。

前者は火災になるまでは電力を消費しないので、長く停電が続いていても普段と同じように作動するはずですが、後者は停電になると同時に電力を消費し始めるので、長く停電が続くと作動しなくなってしまう可能性があります。

後者に属するものは、消防法関係では、自火報、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備など感知警報系の設備と誘導灯（照明系の設備）であり、建基法関係では、避難階段や特別避難階段の照明、非常用の照明装置、非常用の進入口の表示灯など照明系の設備です。

感知警報系の設備の場合

自火報は、常用電源停止後10分間しか作動を保証されていませんが、この場合の「作動」というのは警報音が鳴動することですので、火災の発生を監視する機能だけなら受信機省令により1時間の作動は保証されています。ただし、自火報に用いられている蓄電池設備は、停電時にかなり電力を消費した後で充電しても1日ではフル充電できない場合があるということです。毎日数時間の計画停電が続くと次第に監視時間が短くなり、ついには無監視状態が生じる可能性もあるということです。

一方、ガス漏れ火災警報設備は、感知機能を維持するのにかなり電力を消費しますので、蓄電池だけなら常用電源停止後2回線を10分間監視する程度の能力しかありません。ただし、実際にはつなぎの小容量の蓄電池を介してその後は自家発電設備などに切り替えるように設計されることが多く、必ずしも10分を過ぎたらガス漏れについて無監視状態になるわけではありません。

いずれにしろ、基準上は、感知警報系の設備のうち自火報については1時間、ガス漏れ火災警報設備については10分以上停電が続くと無監視状態になる可能性があるということになります。

照明系の設備の場合

照明系の設備については、非常用の照明装置は30分しか容量がなく、特に基準が定められていない避難階段や特別避難階段の照明も30分作動が前提で、いずれにしろ内蔵蓄電池が放電してしまえば機能しなくなります。階段に設置されている誘導灯も20分（大規模・高層ビルや地下街等の避難口に設置される避難口誘導灯は1時間）しか点灯が保証されていません。このため、東日本大震災後の計画停電中に使用された事務所ビルなどでは、階段が真っ暗になっているものもあったようです。停電時にはエレベーターを使えないため、上下階への移動には階段を使用するしかありませんが、その階段が真っ暗では通常の使用にも支障を来たしますし、火災が発生したら避難は極めて困難、ということになると思います。

一般設備との兼用の場合

消防法や建基法で義務づけられている非常用の電源と、照明や空調用の非常電源を兼用しているビルもあります。そのようなビルを長期停電や計画停電の最中に使う場合には、非常用の発電設備を運転して電力を確保することになります。その場合は、早め早めに燃料を補給する必要があるほか、普段使わない非常用の発電設備を長時間繰り返し使用して耐久性に問題はないのかなどが課題となります。

計画停電や長期停電の防災上の課題

長期停電や計画停電の際の消防・防災設備の課題を分析すると、概ね以上ようになります。

火災危険の観点からは、停電中に建物を使うことはやめるべきなのは明らかです。特に非常電源として「非常電源専用受電設備」を用いている防火対象物を停電中に使うとリスクは極めて高くなります。

しかしながら、災害後の停電期間が長期に及んだり、計画停電が頻繁に実施されたりするようになれば、建物を使わざるを得ない場面が生じる可能性が高くなるかも知れません。そのような場合には、以上のような問題点があることを認識し、消防・防災設備の非常電源に照明や空調の自家発電設備を接続してバックアップするなど、それなりの対策をとった上で使うべきだと思います。

今後、大規模災害多発の傾向がさらに顕著になったり、電力供給不安定化の傾向が明らかになったりするのであれば、中長期的には、非常電源専用受電設備のあり方など、非常電源の基準そのものを見直していく必要も出て来るかも知れないと考えています。

令和7年中の規制対象物における火災発生状況 (その3)

大阪市消防局予防部

ウ スプリンクラー設備の作動状況

規制対象物の火災461件のうち、出火当時にスプリンクラー設備が設置されていた対象物での火災は69件であった。

そのうちスプリンクラー設備が作動した火災は4件(5.8%)あり、スプリンクラーが作動したことで、被害を最小限に留めることができたと思料される。

一方、作動しなかった火災は65件(94.2%)あり、火災の規模等により消火する必要がなかったものや、出火箇所がスプリンクラーヘッド不要の場所であったため作動しなかった。

※上記の「消火する必要がなかったもの」とは、自然鎮火したものやスプリンクラー設備が作動するほど火災が拡大しておらず、小規模のまま消火されたものがある。

表19 スプリンクラー設備の作動と効果

焼損程度区分 作動状況		焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：m ²						
		合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや 爆発
合計		69	5	0.1	－	－	3	66
作動	小計	4	5	1.3	－	－	1	3
	奏功	1	－	－	－	－	－	1
	不奏功	3	5	1.7	－	－	1	2
不作動		65	－	－	－	－	2	63

エ 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備の使用状況

規制対象物の火災461件のうち、出火当時に屋外消火栓設備が設置されていた対象物での火災は10件あり、そのうち屋外消火栓設備が使用された火災は1件あった。不使用の理由については、火災が小規模等の理由により使用する必要がなかったことや避難に重点をおいたためであった。

表20 屋外消火栓設備の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：m²

使用状況 \ 焼損程度区分	合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計	10	310	31	-	-	1	9	-
使用	1	-	-	-	-	-	1	-
不使用	9	310	34	-	-	1	8	-

規制対象物の火災461件のうち、出火当時に動力消防ポンプ設備が設置されていた対象物での火災は7件あり、そのうち動力消防ポンプ設備が使用された火災はなかった。不使用の理由については、火災が小規模等の理由により使用する必要がなかったことや、建物が施錠されており使用できなかったためであった。

表21 動力消防ポンプ設備の使用と効果

焼損床面積及び1件当たりの焼損床面積の単位：m²

使用状況 \ 焼損程度区分	合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計	7	-	-	-	-	1	6	-
使用	-	-	-	-	-	-	-	-
不使用	7	-	-	-	-	1	6	-

(2) 警報設備

ア 自動火災報知設備の作動状況

規制対象物の火災461件のうち、出火時に自動火災報知設備の設置されていた対象物での火災は346件であった。そのうち199件(57.5%)で自動火災報知設備が作動し、すべての火災において初期消火、通報及び避難を促す等、所期の目的を達成した。

一方、作動しなかった火災は147件(42.5%)で、そのうち火災が小規模等の理由により作動に至らなかったものが94件、法定警戒不要部分での出火は4件であった。

なお、火災の発生した規制対象物1件あたりの焼損床面積で比較すると、設置済が4.9㎡、未設置が15.9㎡であった。

表22 自動火災報知設備と焼損床面積との関係の作動と効果

設置状況		合計			全焼		半焼		部分焼		ぼや		爆発
		件数	焼損床面積	1件当たりの焼損床面積	件数	焼損床面積	件数	焼損床面積	件数	焼損床面積	件数	焼損床面積	件数
総計		461	3,532	7.7	3	1,500	4	1,307	122	725	332	-	-
未設置	合計	115	1,825	15.9	3	1,500	2	101	37	224	73	-	-
	設置義務有	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	設置義務無	114	1,825	16.0	3	1,500	2	101	37	224	72	-	-
設置済	合計	346	1,707	4.9	-	-	2	1,206	85	501	259	-	-
	小計	199	1,673	8.4	-	-	2	1,206	67	467	130	-	-
	作動	199	677	3.4	-	-	2	1,206	67	467	130	-	-
	不奏功	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	147	34	0.2	-	-	-	-	18	34	129	-	-
	火災が小規模等	94	26	0.3	-	-	-	-	10	26	84	-	-
	法定警戒不要部分	4	8	2.0	-	-	-	-	3	8	1	-	-
	不詳・その他	49	-	-	-	-	-	-	5	-	44	-	-

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入

検定協会だより 令和8年10月

イ 非常警報設備又は器具の使用状況と効果

規制対象物の火災461件のうち、出火当時に非常警報設備または器具の設置されていた対象物での火災は102件であった。そのうち、19件(18.6%)で非常警報設備または器具が使用され、すべての火災において通報、避難誘導活動を促す等、所期の目的を達成した。一方、使用しなかった火災は83件(81.4%)であった。

表23 非常警報設備・器具の使用と効果

面積の単位 : m²

焼損程度区分 使用状況		合計	焼損床面積	1件当たりの 焼損床面積	全焼	半焼	部分焼	ぼや	爆発
総計		102	97	1.0	－	－	12	90	－
使用	合計	19	25	1.3	－	－	3	16	－
	奏功	19	25	1.3	－	－	3	16	－
	不奏功	－	－	－	－	－	－	－	－
不使用	合計	83	72	0.9	－	－	9	74	－

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入

《参考》

用途別火災件数（月別）

用途	月	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
合計		461	46	50	42	35	40	32	34	34	39	30	37	42
(1)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
(2)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	27	4	2	3	3	4	-	3	-	3	2	1	2
(4)項		4	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
(5)項	イ	11	-	-	-	1	1	-	-	1	5	1	2	-
	ロ	190	18	27	19	13	12	12	14	10	16	12	17	20
(6)項	イ	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	ロ	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
	ハ	3	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7)項		4	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
(8)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(10)項		1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	30	5	1	3	3	3	4	-	4	2	1	2	2
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項		6	2	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
(15)項		14	1	1	1	3	2	-	3	2	1	-	-	-
(16)項	イ	124	12	14	10	5	7	13	12	13	9	9	9	11
	ロ	38	3	3	4	2	5	3	1	3	3	3	3	5
(16の2)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(17)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(18)項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

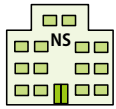
焼損程度別火災件数（月別）

焼損程度	月	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
合計		461	46	50	42	35	40	32	34	34	39	30	37	42
全焼		3	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
半焼		4	1	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
部分焼		122	16	14	11	8	10	3	5	11	13	5	13	13
ぼや		332	27	36	30	26	30	29	28	23	25	25	24	29
爆発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

検定協会だより 令和8年10月

原因別及び出火箇所別火災件数

原因 出火箇所	合計	電気製品	たばこ		天ぷら油		電気配線類	ガスコンロ	放火				電気ストーブ	電気コンロ	ライター	溶接（断）機	火遊び	自然発火	自動車等（放火除く）	コンデンサ	ストーブ（電気以外）	不明	その他
			寝たばこ	その他	ガス	その他			建物内	建物外	ロソク												
合計	461	72	7	61	46	14	58	56	19	1	12	10	9	9	8	6	3	3	1	1	23	42	
居室	115	19	7	21	1	-	15	3	5	-	9	10	2	5	-	3	-	-	-	1	7	7	
台所	87	5	-	5	21	10	2	27	1	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	2	8	
調理室(場)	46	4	-	-	15	3	3	12	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲食店舗部分	37	2	-	-	9	1	3	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
作業場・工場	23	7	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	1	-	-	5	2	
ベランダ・バルコニー	17	-	-	9	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
一般事務室	12	6	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
一般倉庫	11	1	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	
宿泊客室	11	9	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他(建物火災)	6	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
敷地内	6	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
玄関	6	-	-	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
サービス店舗部分	6	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	
便所	6	-	-	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
洗面所	6	3	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集積場・置場(屋内)	6	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	
物品販売店舗部分	5	1	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廊下・階段	5	1	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
押入・納戸	4	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
応接室	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
工事中の建物	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
電気室	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一般道路	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐輪場(屋内)	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
浴室	3	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐車場(屋内)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	
機械室	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
休憩室	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
壁内	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
遊技場部分	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外壁	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
警備・管理室	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
洗濯場	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食事室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
空室	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
エレベーター	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ごみ集積場(屋外)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天井裏・屋根裏	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
診療室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
展示室	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋上	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実験・研究室	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個室的な事務室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
湯沸室(場)	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



第3回：検定対象機械器具等に関する アンケート調査結果

企画研究部 企画研究課

はじめに

検定対象機械器具等の経年使用に伴う劣化状況を把握することを目的として、消防設備業者へのアンケート調査を実施したところ、特に消火器について、外観から劣化の程度を判断することが難しいという意見が多く寄せられました。

この結果を踏まえ、実際にどの程度劣化が進行しているのかを具体的に把握するため、有資格者による点検が十分に行き届いていない可能性がある小規模飲食店に設置されている消火器を対象に調査を行いました。

本調査は、「検定対象機械器具等の経年劣化に関する調査研究」として実施したもので、その結果を全3回に分けて、第1回は7月号、第2回は8月号に掲載しました。各回の内容は以下のとおりです。

- ・第1回：小規模飲食店に設置された消火器の外観劣化と設置環境の関係
- ・第2回：回収した消火器における消火薬剤の物性試験結果

本号では、最終回として、最初に消防設備業者へ実施した設置後の検定対象機械器具等に関するアンケート調査結果について報告します。

第1 調査概要

(1) 調査対象

都道府県のうち、寒冷地域、温暖地域を含めた7つの地域を選び、活動している団体の消防設備業者としました。

(2) 調査方法・内容

検定対象機械器具等（住宅に設置される住宅用防災警報器及び消火器に内包される消火器用消火薬剤は除く。以下同じ。）の不具合についてアンケートを送付し、回答の返送を依頼しました。

第2 アンケート回収結果

7つの地域にある667社に対してアンケートを送付し、134社より回答がありました。

第3 調査結果

検定対象機械器具等の各不具合項目について覚知したことがあるかどうかを調査しました。なお、不具合項目は、消防用設備等点検の点検票の項目を基本とし、図中の「n」は、各問に回答した消防設備業者（以下「回答社」という。）の合計を表します。

(1) 消火器の不具合について（図1参照）

消火器の不具合事例について、5項目（各品目の項目には「その他」を含む。以下同じ。不具合事例を細分化すると計19項目）に対して、複数回答では累計725社から回答がありました。

部品の項目は、指示圧力計、安全栓、ホース・ノズル、キャップの項目で構成されます。累計396社のうち回答が多い3つは、「指示圧力計：緑色範囲の下限割れ」が回答社数94社、「指示圧力計：指示圧力値が0」で68社、「安全栓：操作に支障がある変形、損傷等」で57社の順でした。

本体の項目は、累計258社のうち回答が多い3つは、「腐食」が回答社数99社、「変形、損傷等」で84社、「消火薬剤の漏れ」で58社の順でした。

消火薬剤の項目の内訳は、「固化（消火薬剤が固まってしまうこと）」が累計で回答社数24社及び「変色、腐敗、沈殿等」が13社でした。

耐圧性能の項目の内訳は、「本体容器に変形、損傷又は漏水等」が累計で回答社数15社及び「キャップに変形、損傷又は漏水等」が10社でした。

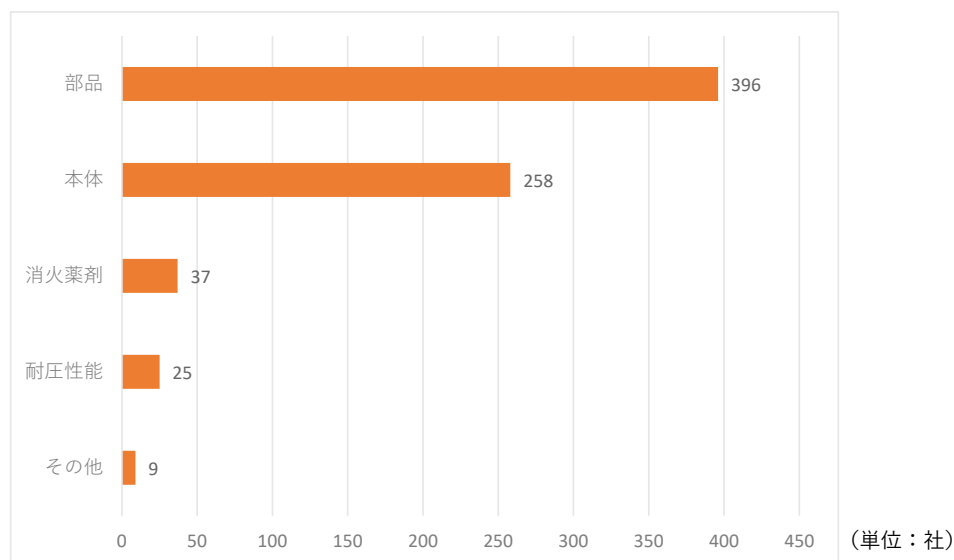


図1 消火器の各不具合事例の回答社数（n=134）（複数回答可能）

(2) 泡消火薬剤の不具合について（図2参照）

泡消火薬剤の不具合事例について、3項目（不具合事例を細分化すると計4項目）に対して複数回答では累計32社から回答がありました。

発泡性能の未達の内訳は、「発泡倍率が基準値未満」が累計で回答社数9社及び「25%還元時間が規定値未満」が8社でした。

また、外観上の異常とは、変色、腐敗、沈殿等が認められる状態をいいます。

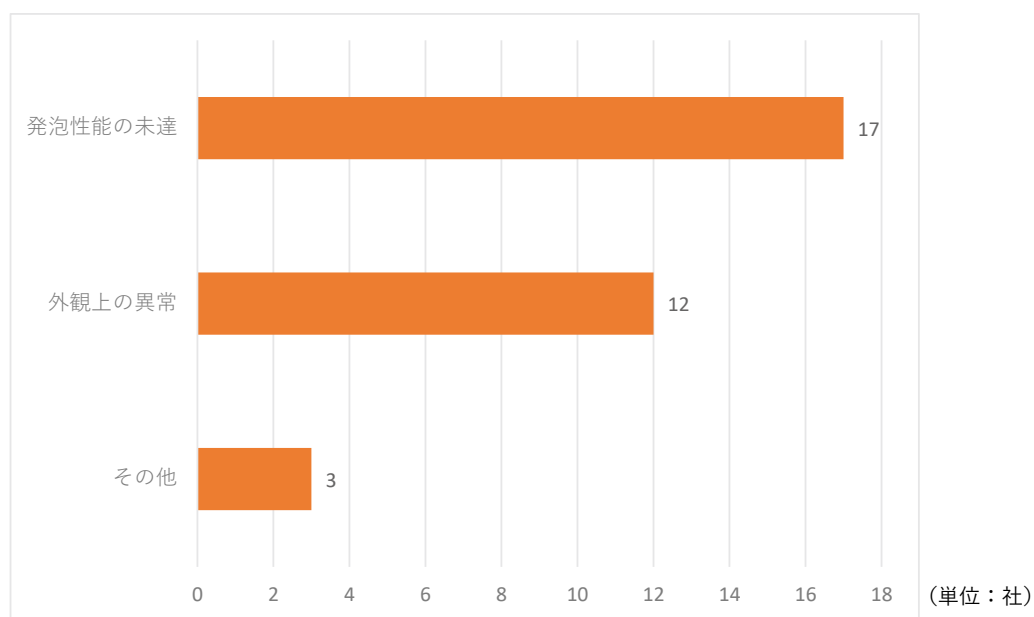


図2 泡消火薬剤の各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

(3) 感知器の不具合について（図3参照）

感知器の不具合事例について、4項目（不具合事例を細分化すると計5項目）に対して複数回答では累計365社から回答がありました。

主機能の異常の内訳は、「所定の試験器を使用しても不作動」及び「非火災時に火災信号を発報」がそれぞれ累計で回答社数105社でした。

外観上の異常とは、変形、損傷、脱落、著しい腐食等が認められる状態をいいます。

表示の異常とは、受信機側の警戒区域の表示が不適正な状態をいいます。

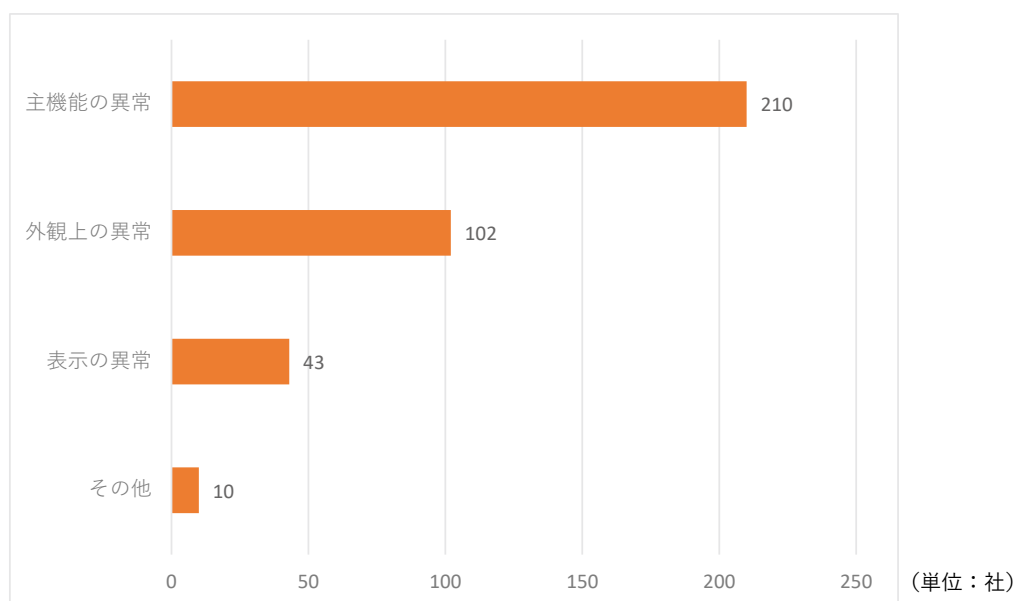


図3 感知器の各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

(4) 発信機の不具合について (図4 参照)

発信機の不具合事例について、4項目（不具合事例を細分化すると計5項目）に対して複数回答では累計215社から回答がありました。

外観上の異常の内訳は、「押しボタンの保護板の損傷等」が累計で回答社数67社及び「外形に変形、脱落、著しい腐食等」が49社でした。

主機能の異常とは、押しボタンを操作しても、所定の動作をしない状態をいいます。

表示の異常とは、発信機灯や受信機側の区域表示が不適正な状態をいいます。

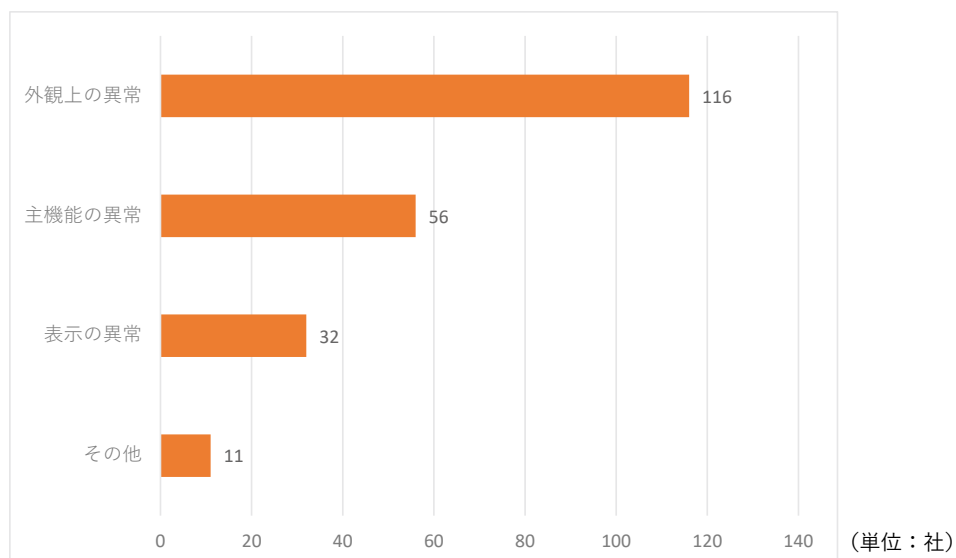


図4 発信機の各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

(5) 中継器の不具合について（図5参照）

中継器の不具合事例について、3項目（不具合事例を細分化すると計4項目）に対して複数回答では累計55社から回答がありました。

部品の異常の内訳は、「部品の変形、損傷等」が累計で回答社数14社及び「部品の脱落、端子の緩み等」が13社でした。

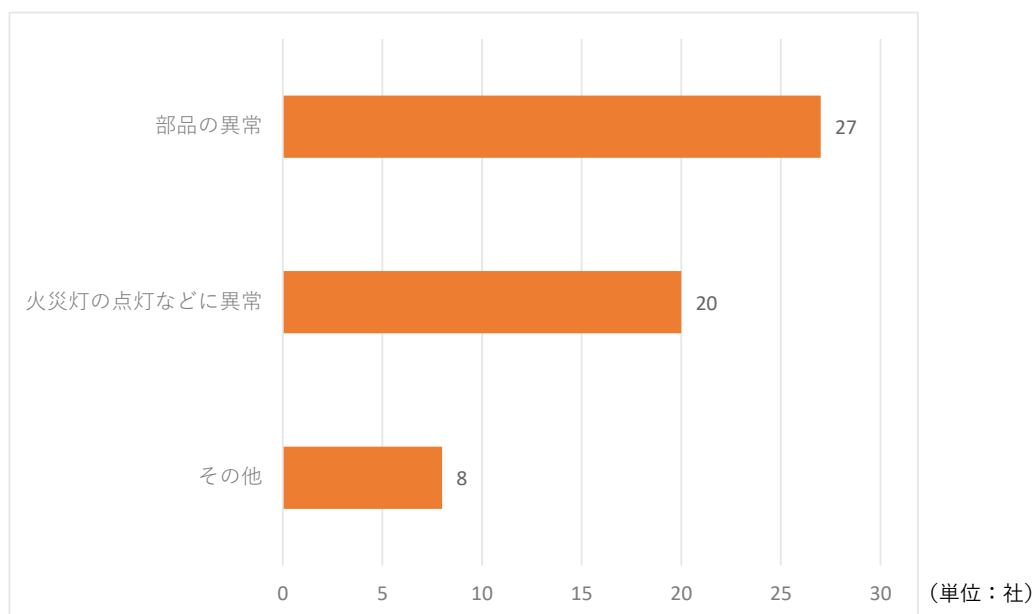


図5 中継器の各不具合事例の回答社数（n=133）（複数回答可能）

(6) 受信機の不具合について（図6参照）

受信機の不具合事例について、4項目（不具合事例を細分化すると計5項目）に対して複数回答では累計140社から回答がありました。

部品の異常の内訳は、「部品に変形、損傷等」が累計で回答社数32社及び「部品の脱落、端子の緩み等」が27社でした。

また、外観上の異常とは、変形、損傷、著しい腐食等が認められる状態をいいます。

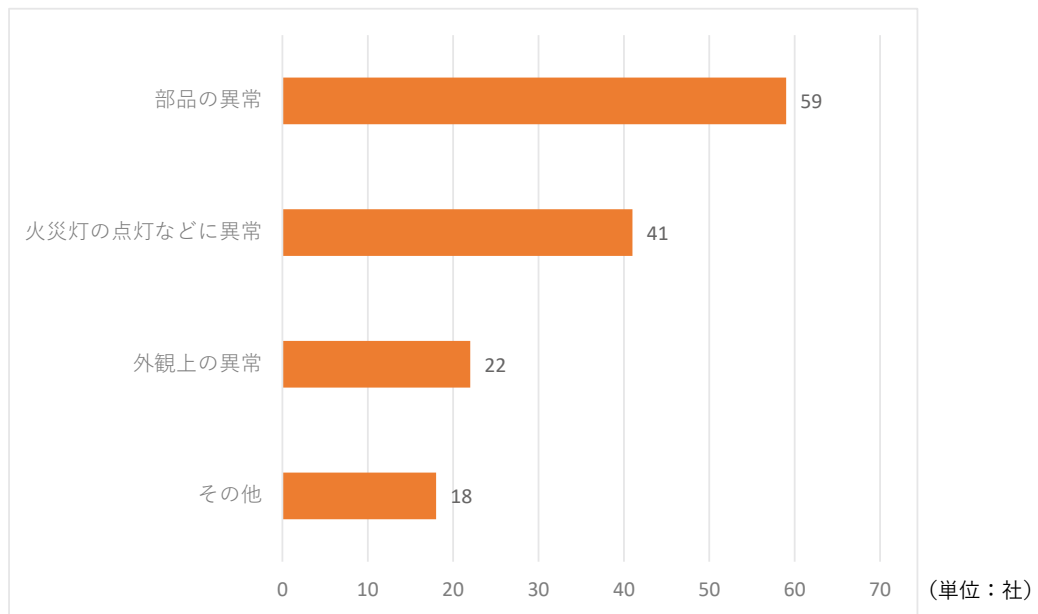


図6 受信機の各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

(7) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの不具合について (図7 参照)

閉鎖型スプリンクラーヘッドの不具合事例について、3項目（不具合事例を細分化すると計4項目）に対して複数回答では累計85社から回答がありました。

外観上の異常の内訳は、「変形、損傷、著しい腐食等」が累計で回答社数34社及び「漏れ」が33社でした。

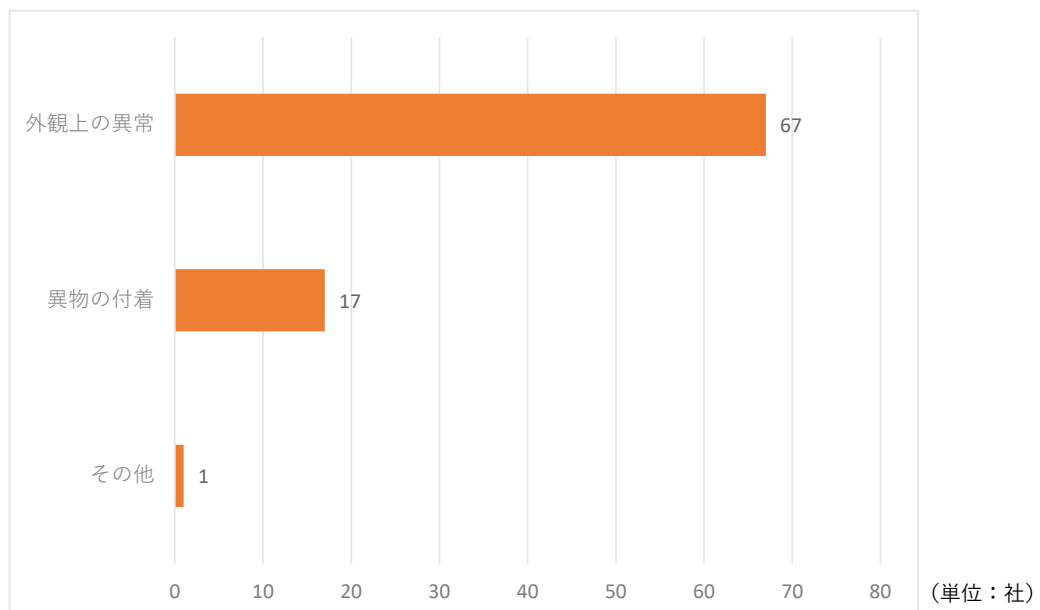


図7 閉鎖型スプリンクラーヘッドの各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

(8) 流水検知装置の不具合について（図8参照）

流水検知装置の不具合事例について、6項目（不具合事例を細分化すると計14項目）に対して、複数回答では累計220社から回答がありました。

本体及び付属品の項目は、累計106社のうち回答が多い3つは、「圧力計の指示値が不適正」が回答社数32社、「漏れ」で30社、「変形、損傷、錆等」で24社の順でした。

プレッシャースイッチの項目の内訳は、「設定圧力値で不作動」が累計で回答社数22社及び「変形、損傷、端子の緩み等」が14社でした。

リターティングチャンバーの項目の内訳は、「オートドリップ等の排水が無効」が累計で回答社数17社、「変形、損傷、端子の緩み等」が10社及び「遅延作用が不適正」が8社でした。

音響装置の項目の内訳は、「ベル、サイレン等の鳴動等なし」が累計で回答社数13社及び「表示灯に損傷等」が10社でした。

減圧警報装置の項目の内訳は、「作動圧力が不適正」が累計で回答社数10社及び「警報不作動」が8社でした。

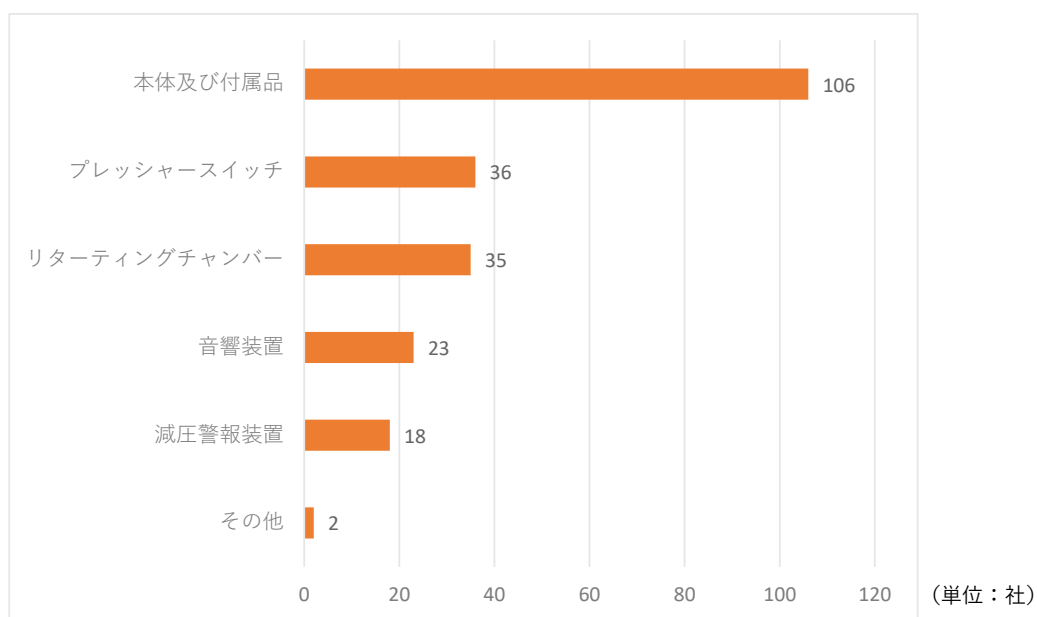


図8 流水検知装置の各不具合事例の回答社数（n=133）（複数回答可能）

(9) 一斉開放弁の不具合について（図9参照）

一斉開放弁の不具合事例について、4項目（不具合事例を細分化すると計5項目）に対して複数回答では累計68社から回答がありました。

外観上の異常の内訳は、「変形、損傷、著しい腐食等」が累計で回答社数20社及び「漏れ」が20社でした。

主機能の異常とは、機能の確認時に弁が所定どおり開放せず、その結果、放水できない状態をいいます。

配線・接続の異常とは、電磁弁等の端子の緩み、脱落等により適正な状態になっていないことをいいます。

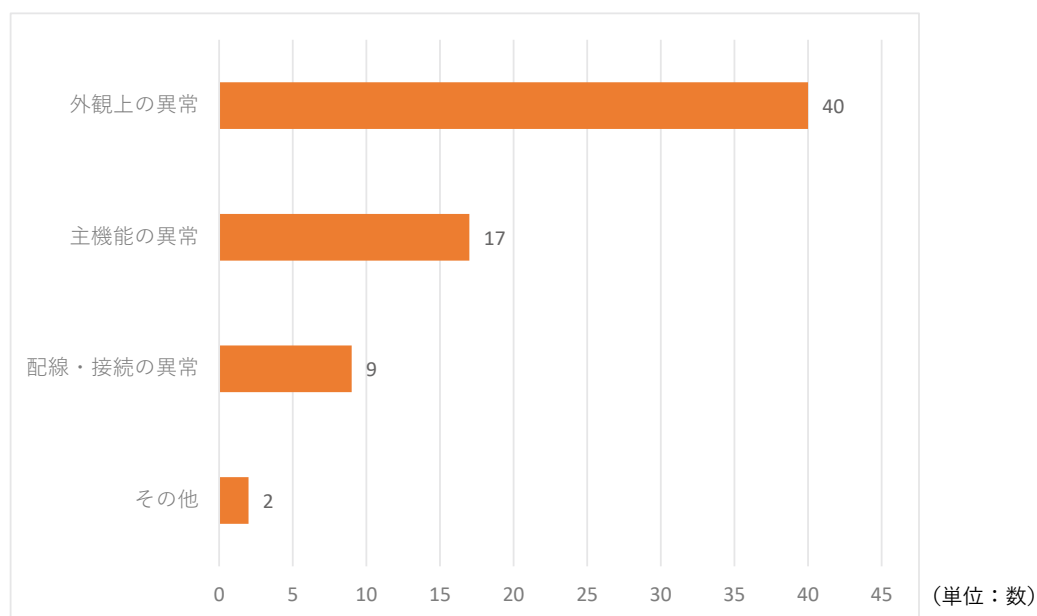


図9 一斉開放弁の各不具合事例の回答社数（n=133）（複数回答可能）

(10) 金属製避難はしごの不具合について（図10参照）

金属製避難はしごの不具合事例について、7項目（不具合事例を細分化すると計14項目）に対して、複数回答では累計303社から回答がありました。

縦棒の項目の内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答社数47社、「ワイヤーロープにほつれ、素線切れ」で19社及び「チェーン、溶接箇所割れ、損傷」で17社でした。

つり下げ金具の項目の内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答社数32社、「チェーンねじれ」で12社及び「接合部に損傷」で9社でした。

可動部の項目の内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答社数32社及び「作動が不円滑」で18社でした。

横さんの項目の内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答社数38社及び「踏み面の滑り止めに摩耗、剥がれ等」で8社でした。

結合部の項目の内訳は、「かしめや割りピンに変形、損傷、割れ、腐食等」が累計で回答社数26社及び「緩み」で10社でした。

突子の項目の内容は、変形、損傷、錆、腐食等があるものでした。

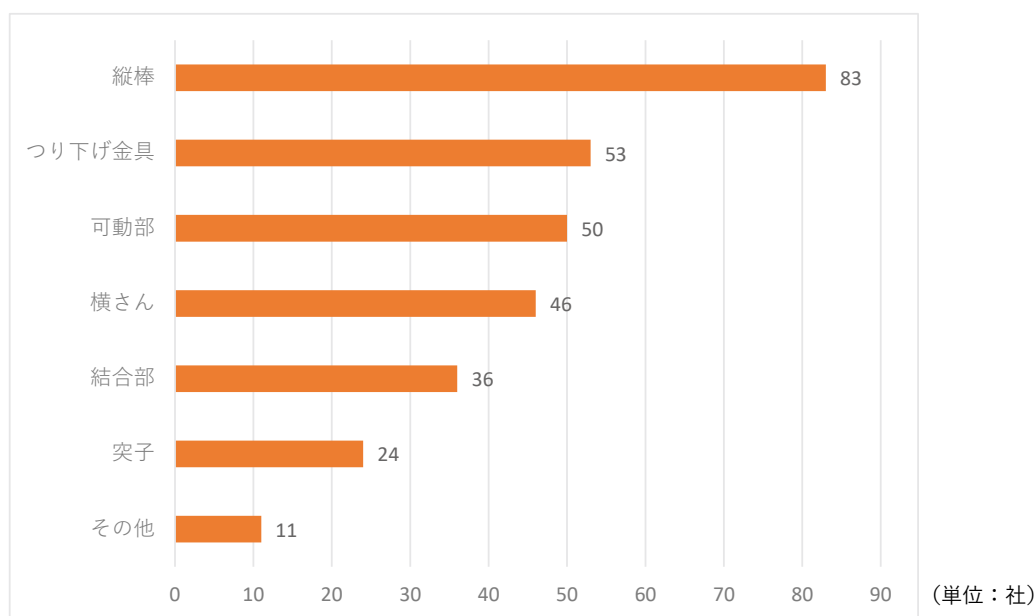


図10 金属製避難はしごの各不具合事例の回答社数（n=133）（複数回答可能）

(11) 緩降機の不具合について（図11参照）

金属製避難はしごの不具合事例について、6項目（不具合事例を細分化すると計15項目）に対して、複数回答では累計156社から回答がありました。

外形の項目の内訳は、「ビス、ナット、リベット等に変形、損傷、腐食、緩み、脱落等」が累計で回答社数19社、「著しい打痕その他の損傷、著しい錆等」で14社及び「注油を禁じているものに注油の痕跡」で7社でした。

着用具の項目の内訳は、「変形、著しい損傷、腐食、著しい摩耗等」が累計で回答社数8社、「片側のロープリールなし」、「強度を減少させる薬品等の付着」、「作動が不円滑」及び「分解した痕跡」でそれぞれ7社でした。

調速機の連結部の項目に係る内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答

社数15社、「作動部の作動が不円滑」で12社及び「安全環、止め金具の異常」で7社でした。

機能の内訳は、「変形、損傷、錆、腐食等」が累計で回答社数14社及び「ロープの走行時に不安定な抵抗感」が10社でした。

ロープの項目の内容は、損傷、腐食、著しい糸切れや摩耗、吸湿等による老化、錆等があるものでした。

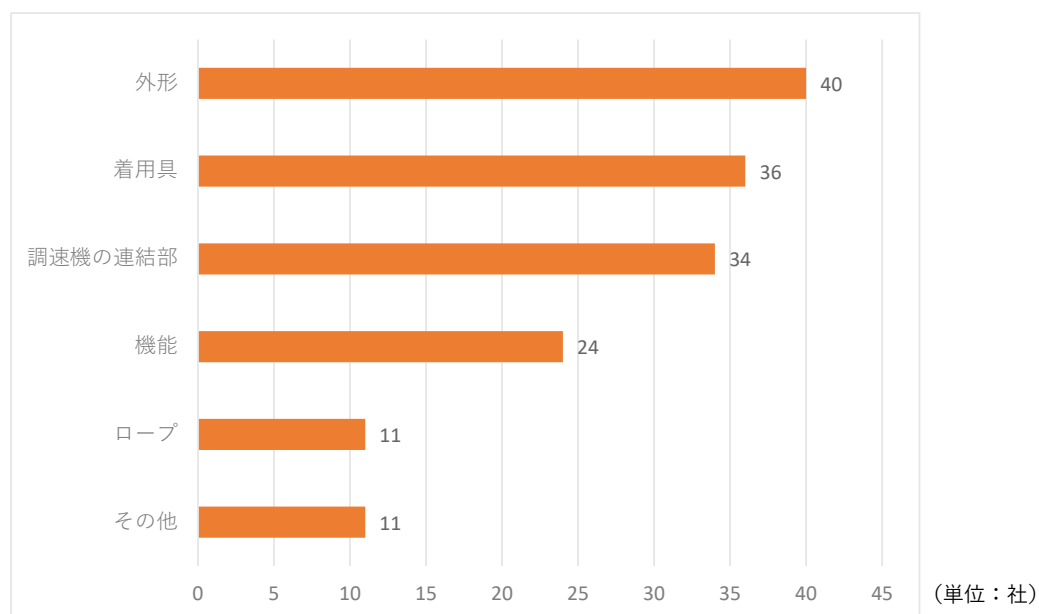


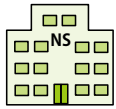
図11 緩降機の各不具合事例の回答社数 (n=133) (複数回答可能)

終わりに

本調査研究の実施に当たり、消防設備業者、小規模飲食店及び関係者の皆様には、アンケートへのご回答をはじめ、現地調査や関係者との調整等に多大なるご協力をいただきました。

本調査研究で得られた知見が、今後の検定対象機械器具等の安全性の確保や維持管理等の一助となれば幸いです。ご協力いただきました皆様に、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

以上



「可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程」について

消火・消防設備部 消防設備課

1 はじめに

型式適合評価における受託評価業務規程に基づく検査水準の導入等を目的とし、可搬消防ポンプの品質評価細則を改正いたしました。

2 改正の概要について

(1) 受託評価業務規程に基づく検査水準等の導入

受託評価業務規程第27条（抜取検査による立会型式適合評価）の規定に基づく検査水準等の導入

ア 同一ロットの区分の明確化

内燃機関駆動方式と電動機駆動方式で別ロットとすることを明確にした。

イ 検査のきびしさの設定

他種別と同様に5段階の検査のきびしさを設け、受検実績とその品質に応じて抜取試料数を増減させることとした。

ウ 欠点の区分の見直し

第3欠点を追加し、依頼者における整備事項を廃止した。

(2) 型式適合評価の検査方法の見直し等

ア 連続放水試験の運転時間の見直し

連続放水試験の運転時間の見直し及び省略運転の廃止を行った。

運転時間30分（規格放水15分＋高圧放水15分）

（ポンプの級別がD－1級及びD－2級：運転時間30分（規格放水30分））

イ 電動機を用いる機関の始動確認の追加

機関に電動機を用いる場合における、機関の始動確認を追加した。

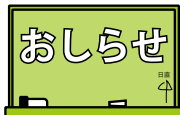
(3) その他所要の改正

附則により、細則改正後における検査のきびしさや切替スコアに対し、これまでの受検実績が反映されるよう措置を講じることとした。

3 施行日

令和8年6月22日

検定協会だより 令和8年10月



令和 8 年度

危険物事故防止対策論文募集

消防庁の統計によると、令和 7 年中の危険物施設における事故発生件数は 709 件であり、依然として高い水準で推移しています。また、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなどの人的要因によるものや、腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多くなっています。

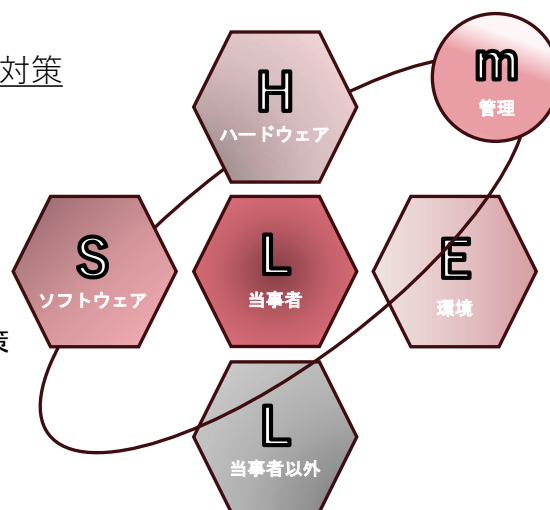
このような状況から、今後も事故防止対策に取り組んでいく必要があり、安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に係る事故防止を図ることを目的として、広く論文を募集します。

論文のテーマ

危険物に係る事故防止や安全対策に関するもの

提言・アイデア・経験等 職場等の安全対策

- ・ 事故の拡大防止
- ・ 事故防止に関わる知見の蓄積・教育方法
- ・ 事故の分析
- ・ 危険性評価手法
- ・ 安全対策技術
- ・ 安全の科学技術
- ・ 最新技術を利用した危険物施設の事故防止対策
- ・ 少量危険物及び指定可燃物に関わる安全



賞

消防庁長官賞

危険物保安技術協会理事長賞

奨励賞

賞状及び副賞 (20万円) <2編以内>

賞状及び副賞 (10万円) <2編以内>

賞状及び副賞 (2万円) <若干名>

応募期間

令和 8 年 10 月 1 日(木) から 令和 9 年 1 月 31 日(日) まで

お問い合わせ先

危険物保安技術協会 論文事務局

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

E-mail: khk_ronbun@khk-syoubou.or.jp

ホームページ: <https://www.khk-syoubou.or.jp/>



危険物事故防止対策論文
詳細情報WEBページ

表彰

受賞の表彰式は、危険物安全週間（令和9年6月の第2週）中に東京で開催される、危険物安全大会において行います。

応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

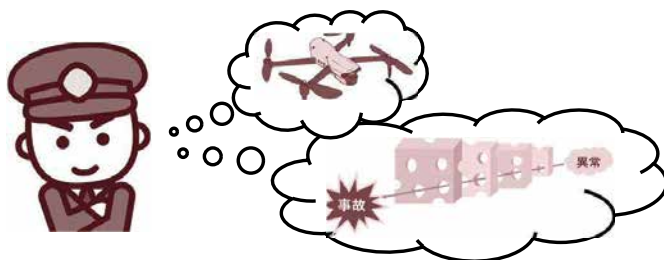
選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会において、厳正な審査を行います。

応募方法

- ① 以下の事項に留意して下さい。
 - ア 論文は、日本語で書かれたもので未発表のものに限り、ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします。（一部に限り、既発表の部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。）
 - イ 受賞論文は、危険物保安技術協会のホームページ等に発表されますので、必要に応じて関係者の事前の了解を取ることをお願いします。
 - ウ 著作権その他の権利関係に問題が生じないようご注意ください。
 - エ 消防庁の競争的研究費（消防防災科学技術研究推進制度）による研究課題に係る成果については、選考対象外となります。
- ② A4（字数換算：1ページあたり40字×40行程度）1枚以上10枚以内程度としてください。なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合に、字数換算をA4（1ページあたり1,600字程度）で行い、全体を10枚相当分以内程度としてください。
記入例は、ホームページをご確認ください。
- ③ 論文の概要を添付してください。
- ④ 「論文タイトル」、「氏名（ふりがな）」、「連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス）」及び、受賞論文発表時に明記する勤務先等がある場合の「勤務先名称及び所属」を記載した文書を添付してください。
- ⑤ 共同で取り組んでいる活動の場合には、連名の応募も可としますが、代表者が分かるように記載してください。
- ⑥ お問い合わせ先のメールアドレスまたは住所宛にお送りください。
なお、ご応募いただいた文章は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

主催	消防庁、危険物保安技術協会
協賛	全国消防長会、一般社団法人日本化学工業協会 石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会 一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本損害保険協会 公益社団法人日本火災学会、全国石油商業組合連合会（順不同）



皆様のご応募
お待ちしております！



制作：危険物保安技術協会

検定協会だより 令和8年10月

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和8年9月17日）

- ・届出の対応進捗状況について
- ・災害史安全教育室の視察について
- ・消防設備安全協会からの相談について
- ・令和8年度消防用設備等の点検業務のデジタル化の取組等に関する検討部会への参画について
- ・ホームページリニューアルに関する進捗状況について
- ・地区別業務懇談会の実施について
- ・加ガス試験器EG-20代替え案の状況について

○メンテナンス委員会

（令和8年9月17日）

- ・点検実務検討小委員会報告
活動概要と取組みについて
- ・維持運用管理手法小委員会報告
自動火災報知設備の維持管理のあり方および点検実務に係る課題についての検討について
- ・その他（情報提供）
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法の特定権利利益に係る期間の延長に関する措置が適用される免状関係手続等について
令和8年度秋季全国火災予防運動の

実施について 他

○技術委員会（令和8年9月10日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・その他（情報提供）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等に係る消防防災分野における対応について

「リチウムイオン電池対応型消火薬剤・消火資器材の研究開発」に関する契約を締結しました 他

○設備委員会（令和8年9月17日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・その他（情報提供）

地震に備えましょう（地震その時10のポイント、地震に対する10の備え）

令和8年熊本地震に伴う免状の再交付手数料の減免等について消防設備等に係る執務資料の送付について 他

○システム企画委員会

（令和8年9月10日）

- ・火報企画検討小委員会報告
- ・その他（情報提供）

地第27期火災予防審議会地震対策部会 第4回小部会開催結果について 他

○広報委員会 (令和8年9月10日)

- ・工業会広報小委員会活動状況について
- ・住警器交換推進小委員会活動状況について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・映像配信による住宅防火広報事業報告(富山県砺波市)
- ・第53回国際福祉機器展(第2,3回打ち合わせ会議)について
- ・感震ブレーカー普及活動について(一般社団法人日本電機工業会)
- ・その他

消防以外の「とりカエル」掲載例について

「とりカエル」X運用関連について
国際福祉機器展での配付カタログについて

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第6回 企業委員会

(令和8年9月10日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・消防庁打合せについて
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ①内部統制委員会の開催報告について
- ②帳簿統括表の誤差に関する指導文書の対応について
- ③任意講習会の受付開始と申し込み状況について

④広報関係の報告について

○第5回 技術委員会

(令和8年9月11日)

報告事項

- ・労働安全衛生法について

審議事項

- ・機器協会とりまとめアンケート対応について

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第468回「技術委員会」

(令和8年9月4日 日本消火装置工業会)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・講師会 新規登録申請について
- ・日本消防設備安全センター及び日本火災報知器工業会から消装工書籍の転載申請について
- ・その他

○第247回「第一部技術分科会」

(令和8年9月25日 書面会議)

- ・技術委員会報告等について
- ・屋内消火栓点検マニュアル改訂の件
- ・その他

○第245回「第二部技術分科会」

(令和8年9月17日 日本消火装置工業会)

協 会 通 信

- ・泡・水噴霧消火設備 設計工事基準書について
- ・泡消火薬剤代替促進効果 アンケート調査の件について
- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について
- ・令和9年度 合同委員会の件について
- ・その他

○第226回「第三部技術分科会」

（令和8年9月15日 日本消火装置工業会）

- ・高圧ガス保安法の運用及び解釈の変更に対するQ&Aについて
- ・ハロンの適切な管理のための自主行動計画 R8年度フォローアップ報告書について
- ・空気調和・衛生工学便覧（第15版）改定について
- ・自主認定申請書（手動起動装置表示板）について
- ・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○小型部会

（令和8年9月2日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・可搬消防ポンプの現地調査について
- ・可搬消防ポンプの拡販方法、需要掘り起しについて
- ・その他

○大型技術委員会

（令和8年9月11日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・DPR（DPD）について
- ・化学消防車に係る特殊消火装置の品質評価細則（案）について
- ・その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和8年9月11日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・化学消防車に係る特殊消火装置の品質評価細則（案）について
- ・その他

○総務委員会

（令和8年9月30日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・事務局長会議等報告について
- ・消防車両における排出ガス浄化装置に係る要望への対応について
- ・第29回全国消防救助シンポジウムについて
- ・その他

協 会 通 信

人事異動

◆日本消防検定協会◆

○令和8年10月1日付

(氏名)

(新)

(旧)

【採用】

伊集院和平

警報設備部 報知設備課

(新規採用)

【昇格】

高橋 美和

総務部 庶務課
主幹

総務部 庶務課
主任

大長 繁幸

企画研究部 業務課
主幹検定員

企画研究部 業務課
主任検定員

佐藤大治郎

警報設備部 感知設備課
主幹検定員

警報設備部 感知設備課
主任検定員

竹内 大樹

消火・消防設備部 消防設備課
主幹検定員

消火・消防設備部 消防設備課
主任検定員

松田 匡史

消火・消防設備部 消防設備課
主幹検定員

消火・消防設備部 消防設備課
主任検定員

木村 友貴

消火・消防設備部 消防設備課
主任検定員

消火・消防設備部 消防設備課
検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第 2026～9号	ヤマトプロテック株式会社	強化液 3.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.8.20
	消第 2026～10号	ヤマトプロテック株式会社	強化液 6.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.8.20
	消第 2026～11号	ヤマトプロテック株式会社	強化液 8.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.8.20
	消第 2026～12号	日本ドライケミカル株式会社	粉末 (ABC) 3.0kg (蓄圧式、アルミニウム製)	R8.9.7
	消自第 2026～1号	ヤマトプロテック株式会社	強化液 3.5l (自動車用) (蓄圧式、鉄製)	R8.8.20
泡消火薬剤	泡第 2026～12号	株式会社モリタ	合成界面活性剤泡 (A火災用泡消火薬剤) 1% (－20℃～＋30℃)	R8.7.31
	泡第 2026～13号	深田工業株式会社	たん白泡 3% (－10℃～＋30℃)	R8.8.25
定温式スポット型感知器	感第 2026～16号	ニッタン株式会社	特種 (24V、65mA)・公称作動温度60℃、防水型、耐酸型、耐アルカリ型、再用型	R8.8.25
	感第 2026～17号	ニッタン株式会社	1種 (24V、65mA)・公称作動温度70℃、防水型、耐酸型、耐アルカリ型、再用型	R8.8.25
光電式スポット型感知器	感第 2026～14号	日信防災株式会社	2種 (24V、50mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R8.8.18
	感第 2026～15号	日信防災株式会社	3種 (24V、50mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R8.8.18
赤外線式スポット型感知器 (試験機能付)	感第 2026～13号	能美防災株式会社	屋内型 (24V、50mA)・公称監視距離13m～20m・視野角100度、非防水型、普通型、再用型、CO ₂ 共鳴放射式、ゆらぎ式	R8.8.25
中継器	中第 2026～2号	ホーチキ株式会社	直流39.5V、外部配線抵抗50Ω	R8.8.25
	中第 2026～3号	ホーチキ株式会社	直流39.5V、外部配線抵抗50Ω	R8.8.25
	中第 2026～4号	ホーチキ株式会社	直流39.5V、外部配線抵抗50Ω	R8.8.25
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第 2026～18号	能美防災株式会社	1種可溶片型C106、呼称15 (標準r2.6、下向き)	R8.8.13
	ス第 2026～19号	能美防災株式会社	2種可溶片型C106、呼称15 (標準r2.3、下向き)	R8.8.13
	ス第 2026～20号	能美防災株式会社	1種可溶片型C106、呼称10 (小区画、下向き)	R8.8.13
	ス第 2026～21号	能美防災株式会社	1種可溶片型C106、呼称15 (標準r2.8、下向き)	R8.8.13
	ス第 2026～22号	能美防災株式会社	1種可溶片型C106、呼称8K30 (水道連結、下向き)	R8.8.13

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
光電アナログ式スポット型感知器 (試験機能付)	感第 19～9～2号	日本フェンオール株式会社	(24V、0.6mA)・公称感知濃度2.5%/m～17%/m、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R8.9.7

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
消防用結合金具	C09AE06A	株式会社 丸共ユニオン	使用圧2.0、差込式差し口、呼称50	R8.8.31
	C09BE06A	株式会社 丸共ユニオン	使用圧2.0、差込式受け口、呼称50	R8.8.31

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋 内消火栓等・易操作 性1号消火栓	認評栓第 2026～11号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R8.9.1
	認評栓第 2026～12号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R8.9.1
	認評栓第 2026～13号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R8.9.1
	認評栓第 2026～14号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R8.9.1

認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・増幅 器及び操作部	認評放第 2026～1～1号	株式会社JVCケン ウッド・公共産業 システム	AC100V、最大480W	R8.8.12
特定駐車場用泡消火 設備・開放型泡水溶 液ヘッド	認評駐開第 29～2～1号	日本ドライケミカル 株式会社	呼称15（標準r2.3、下向き、発泡倍率5倍 未満）	R8.8.7

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	17	4,058	113.1	110.3
	小型	0	0	53	467,742	100.5	109.6
消火器用消火薬剤	大型用	0		1	100	113.6	84.7
	小型用			7	6,160	74.3	90.5
泡消火薬剤		1		3	32,140	28.4	55.2
感知器	差動式スポット型	0	1	43	305,775	100.2	80.9
	差動式分布型	0	0	11	8,040	110.7	103.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	－	－
	定温式感知線型	0	0	0	0	皆減	200.0
	定温式スポット型	0	0	38	117,670	82.6	85.3
	熱アナログ式スポット型	0	1	11	11,334	104.4	90.9
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	－	－
	光電式スポット型	0	0	48	125,010	77.5	95.9
	光電アナログ式スポット型	0	0	17	62,854	87.1	80.6
	光電式分離型	0	0	5	350	122.8	117.9
	光電アナログ式分離型	0	0	1	130	130.0	73.2
	光電式分布型	0	0	0	0	－	－
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	－	400.0
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	紫外線式スポット型	0	0	1	100	41.7	43.0
	赤外線式スポット型	0	0	10	1,476	125.6	89.6
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	－	602.2
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	－	－
発信機	P型1級	0	0	9	20,216	92.3	84.1
	P型2級	0	0	8	4,272	143.7	92.3
	T型	0	0	0	0	－	－
	M型	0	0	0	0	－	－
中継器		0	0	78	44,245	78.7	92.3
受信機	P型1級	0	0	45	2,937	130.2	104.1
	P型2級	0	0	13	3,678	96.8	162.6
	P型3級	0	0	0	0	－	157.1
	M型	0	0	0	0	－	－
	R型	0	0	7	141	87.6	99.2
	G型	0	0	2	2	33.3	143.8
	GP型1級	0	0	9	19	95.0	84.3
	GP型2級	0	0	0	0	－	－
	GP型3級	0	0	7	44,858	81.6	98.1
	GR型	1	0	18	220	91.3	103.7
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	27	98,790	127.3	135.3
流水検知装置		0	0	21	972	53.9	85.1
一斉開放弁		0	0	14	2,255	48.6	96.9
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	10	皆増	149.4
	立てかけはしご	0	0	0	0	－	－
	つり下げはしご	0	0	22	14,987	113.7	82.2
緩降機		0	0	5	783	155.0	108.1
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	17	56,504	48.0	91.2
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	－	－
	光電式住宅用防災警報器	1	0	30	264,095	57.7	116.8
合計		3	2	599	1,701,923	80.8	97.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	0	0	-	2,214.3
予備電源	0	0	2	3	21,600	90.5	114.0
外部試験器	0	0	0	6	200	97.6	109.5
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	-	76.0
	受信装置等	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	0	0	皆減	76.0
	光警報制御装置	0	0	3	51	170.0	59.3
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	8,204	1,640.8	181.6
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	560,000	94.8	97.4
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	2	1,000	24.7	91.7
消火設備用消火薬剤	0		0	6	85,184	130.0	110.7
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	65	91	100.0	91.6
	可搬消防ポンプ	0	0	3	432	166.8	122.6
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	4	850	125.0	101.6
	呼称65以下のもの	0	0	3	240	72.7	104.8
消防用ホース	平 40を超えるもの	0	0	1	6,783	36.7	81.3
	平 40以下のもの	0	0	2	11,606	48.6	84.7
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	2	1,500	50.0	67.8
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	皆減	133.3
消防用結合金具	差込式	1	0	4	114,958	128.7	102.4
	ねじ式	0	0	24	14,668	65.7	100.1
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	皆増
	同一形状	0	0	1	100	10.6	34.8
漏電火災警報器	変流器	0	0	8	3,741	81.5	81.6
	受信機	0	0	6	2,751	110.6	103.2
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	52,980	135.9	96.6
特殊消防ポンプ自動車	1		0	29	31	140.9	113.6
特殊消防自動車				2	2	66.7	68.0
可搬消防ポンプ積載車	0		0	1	1	100.0	125.0
ホースレイヤー	0	0	0	2	10	皆増	125.0
消防用積載はしご	0	0	0	15	144	169.4	178.6
消防用接続器具	0	0	4	12	3,260	81.8	86.8
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				8	31	103.3	108.8
オーバーホール等整備				5	5	71.4	75.0

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
地区音響装置		0	0	2	22	25,608	89.7	93.7
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	6	39	3,903	64.0	96.5
	放送設備	0	0	9	77	87,433	85.1	87.6
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
構成部品		0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	1	9	1,481	105.8	87.0
	2号消火栓	0	0	0	3	550	131.0	79.4
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	4	660	75.1	108.9
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	29	7,364	164.4	109.9
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
屋内消火栓等		0		1	8	71,958	256.6	92.6
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	10	13,260	124.9	136.7
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0						
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	0	9	9	150.0	132.7
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価		
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
特定消防機器等		0	0	0	1	7	9,408	42.7
								78.8
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		0						
受託試験(その他の契約等)					0	0	皆減	38.5
評価依頼(基準の特例等)		0						

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

10月になりました。

振り返ると台風、豪雨に伴う河川の氾濫といった災害が多く発生しています。聞き慣れない気象用語も報道で聞くようになりました。線状降水帯、モンスーンジャイアなどでしょうか。特に内水氾濫による道路の冠水は大きくニュースで扱われました。

道路の冠水は身の回りの道路の形状を観察するとなんとなくわかるものと思いますが、周囲の土地との高低差が関係します。しかし、緩やかな坂だと高低差1mがわかりにくかったりします。この機会に国土地理院の「重ねるハザードマップ」を見ていただくといいかもしれません。地域のハザードマップと併用するとよいと思います。

筆者の実家付近も50年前は川が氾濫し、消防署からボートが出ていました。最近は調整池が整備さ

れ、冠水しがちな道路も底上げ工事が行われました。行政も対策はしているのですが、短時間の集中豪雨だとやはり排水が間に合わないこともあります。避難場所は事前に把握しておきたいものです。

さて、検定協会だよりの10号では、巻頭のことばを川崎市消防局長の大友正人様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。また、小林先生の寄稿第13回「検定制度と検定協会」、「可搬消防ポンプの品質評価細則の一部改正について」の説明等も掲載します。

11月号では、旭川市消防本部消防長の川端勝彦様には巻頭のことばを、当協会からは「Secutech VIETNAM 2026」への出展を終えて」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

